2022年８月16日

各　位

株 式 会 社 オウケイウェイヴ
代表取締役社長　福田道夫
(コード番号：3808　名証ネクスト)
問い合わせ先 取締役　野 崎 正 徳
電 話 番 号　　03－6823－4306

当社株主への警告書に対する回答書への当社意見に関するお知らせ

2022年８月12日付「当社株主に対する警告書の送付と同株主による委任状勧誘行為に関する注意喚起に関するお知らせ」及び同月15日付「２回目となる当社株主に対する警告書の送付と同株主による委任状勧誘行為に関する注意喚起に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、当社株主の杉浦元氏（以下「本株主」といいます。）に対して、同氏が繰り返し違法行為及び委任状勧誘規制の違反行為を行っていることから、８月 12 日付警告書（以下「第１回警告書」といいます。）及び同月15日付警告書（以下「第２回警告書」といいます。）の２通を送付し、併せて、本総会において議決権行使を行うことができる当社株主の皆様に対して、同氏が行う委任状勧誘行為について注意喚起をいたしました。

今般、当社は、本株主の代理人弁護士より、第１回警告書に対する2022年８月15日付回答書（以下「本回答書」といいます。）を受領いたしましたので、下記のとおり、当該回答書に対する当社意見を表明いたします。

なお、本回答書には、「貴社ホームページで開示されることにつき、本株主として特段の問題はございませんが、最終的に開示されるか否かについては、貴社のご判断にお任せいたします。」と記載があることから、当社としては、本総会において議決権行使を予定しております当社株主の皆様への情報提供として、当社意見について開示することにいたしました。

記

１．「疑惑」と記載があるため名誉毀損罪に当たらないとの主張に対する当社意見

貴職らが問題視されている本件文書９頁の野崎取締役に対するコメントは、廣瀬前取締役に対する「資金流入」のコメントとは異なり、飽くまで「資金流入疑惑」との記載に留まっており、両者は明確に区別されております。 ・・・（省略）・・・ また、貴職らが問題視されている本件文書10頁における「株式会社オウケイウェイヴの取締役らがRaging Bull合同会社を通じて会社資金を実質的に横領したとも捉えられかねない事態」との記載についても、これは、もっぱら「資金流入」の事実があったとされている廣瀬前取締役らを対象とした記載であり、また、「実質的に横領したとも捉えられかねない事態」との記載に留まっていることも併せ考慮しますと、飽くまで「資金流入疑惑」に留まる野崎取締役について、貴職らが指摘する「刑法上の犯罪行為を犯したかのように誤認させる記載」との印象を与えているとも考えられません。

当社意見

本株主が2022年８月12日時点で委任状勧誘行為の一環として公開しておりました「株式会社オウケイウェイヴ再建・再生のために」という本件文書において、９頁では、Raging Bull合同会社（以下「ＲＢ社」といいます。）から当社の取締役である野崎取締役に対して矢印を引き「資金流入疑惑」と記載し、10頁では「株式会社オウケイウェイヴの取締役らがRaging Bull合同会社を通じて会社資金を実質的に横領したとも捉えられかねない事態」と記載しています。

名誉毀損については、刑法230条では「公然と事実を適示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、３年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。」と定められ、また、民法710条では、他人の「名誉を侵害した場合」に民法709条（不法行為）の規定に従った損害賠償の責任を負うことが定められています。

本株主は、「資金流入疑惑」と「疑惑」と記載すれば、人の名誉を毀損したとしても、事実を摘示していないかのような主張をしておりますが、名誉毀損の裁判例によれば「疑惑」と表示したからといって、名誉毀損に該当しなくなることはありません。

東京地方裁判所2015年１月29日判決によれば、「当該記事が直接的には事実を確定的なものとして摘示することなく、他社の意見の引用や関連する事実の存在等からそのような疑惑が存在することを指摘する場合であっても、一般読者の普通の注意と読み方を基準として、記事全体として当該疑惑が特定の事実の存否に向けられたものであり、単に当該事実が存在する可能性を指摘するにとどまらず、あたかも当該疑惑が裏付けられているかのように読み取られるのであれば、その表現如何を問わず、当該事実を適示したものとみるべきである。」と判示しております。

本株主は、委任状勧誘行為の一環として、本件文書において、９頁で「資金流入疑惑」と記載し、10頁で野崎取締役が「横領」などという刑法上の犯罪行為を犯したかのような記載をし、インターネットで公開し、オンライン説明会で本件文書を使用してきておりました。

さらに、本株主は、当社の2022年８月15日適時開示「２回目となる当社株主に対する警告書の送付と同株主による委任状勧誘行為に関する注意喚起に関するお知らせ」に記載しましたとおり、同年８月13日には、Raging Bull合同会社から「資金流入」との記載がある廣瀬氏と当社の取締役である野崎取締役の間に、新たに双方向の矢印を引いたうえ、Raging Bull合同会社 ・廣瀬氏・野崎氏が「三者間で回す」との記載を加える変更をして、新たに説明会資料として本ウェブページでインターネット上に公開しました。この記載には「疑惑」との表示さえなく、断定的に野崎氏への資金流入の事実を摘示しています。

以上のことから、当社では、本株主が、違法な名誉毀損行為に該当する可能性があると思料しております。

また、本件文書は本株主による委任状勧誘に用いられる文書であるところ、前述のとおり極めて重要な事実に虚偽の記載があるため、本件文書による委任状勧誘は、金融商品取引法施行令第36条の４の「勧誘者は、重要な事項について虚偽の記載若しくは記録があり、又は記載若しくは記録すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載若しくは記録が欠けている委任状の用紙、参考書類その他の書類又は電磁的記録を利用して、議決権の代理行使の勧誘を行ってはならない。」との委任状勧誘規制に違反しています。

２．野崎取締役が個人メールアドレスを使っていたために「資金流入疑惑」があるとの主張に対する当社意見

そもそも、そのような「疑惑」が発生した原因は、複数のメディアで報道されているように、野崎取締役が貴社で付与された業務上のメールアドレスではなく、敢えて個人のメールアドレスをＲＢ社関係者との連絡手段に用いていたことにあります

当社意見

当社の取締役である野崎取締役が個人のメールアドレスで、ＲＢ社関係者とやりとりをしていたことのみをもって、野崎取締役が「横領」などという刑法上の犯罪行為を犯したかのような記載のある本件文書をインターネットで公開することが許されるはずもありません。

前述のとおり、当社では、本株主が、違法な名誉毀損行為に該当する可能性があると思料しております。

３．「違法な名誉毀損行為」に該当しないとの主張に対する当社意見

以上のとおり、何れにしましても、これらの点に関する記載は、貴職らがご主張されている野崎取締役に対する「違法な名誉毀損行為」に該当しないと考えております。

当社意見

前記１及び２のとおり、当社では、本株主が、違法な名誉毀損行為に該当する可能性があると思料しております。

また、本件文書は本株主による委任状勧誘に用いられる文書であるところ、前述のとおり極めて重要な事実に虚偽の記載があるため、本件文書による委任状勧誘は、金融商品取引法施行令第36条の４の「勧誘者は、重要な事項について虚偽の記載若しくは記録があり、又は記載若しくは記録すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載若しくは記録が欠けている委任状の用紙、参考書類その他の書類又は電磁的記録を利用して、議決権の代理行使の勧誘を行ってはならない。」との委任状勧誘規制に違反しています。

４．今後の対応に対する当社意見

もっとも、本株主としても、徒にこの点に関する紛争を拡大・継続させることは本意ではありませんので、今後については、本ウェブページで公開している本件文書につき、野崎取締役への上記コメント及び同取締役に向けた矢印を削除するとともに、オンライン説明会においてもこの点について言及しないこととします。

当社意見

本株主は、本株主のTwitterアカウントにおいて、2022年８月15日21時13分に「＃ＯＫＷＡＶＥから、私の委任状勧誘について２回目の警告されました。今回指摘されたスライドは従前から使用しているので、なぜ前回指摘しないのかと思いますが、わざわざ２回に分けて警告をするということは、『泥仕合』で株主の方を心配させようとしているのかな・・・、とも思っています。」、

同日23時７分に「株主総会が開催されないとしたら、＃ＯＫＷＡＶＥは会社法違反になるとは思いますが、そうであっても開催されなくなるのは困るので、できる限りの資料修正は試みます。が、現時点で書いてあることについては、憶測も含め今周辺でいろいろと言われたり噂されていることを客観的にまとめたにすぎません。」という投稿をしております。

本株主の当該投稿は、まさに「憶測」や「噂」であれば、公然と事実を適示し、人（法人含む）の名誉を毀損することが許されると考えている証左です。

第２回警告文を送付してもなお、本株主がこのような投稿をしていることについては、非常に遺憾に思います。

本株主が本件文書を用いて委任状勧誘を行ってきた事実は、少なからず当社株主の皆様の投票行動に影響を及ぼしていることが予想されるため、本総会の株主総会決議が取消になる可能性があり、当社の企業経営に損失が発生する可能性があります。

当社としては、本総会における株主意思確認が、このような違法行為及び委任状勧誘規制の違反行為によって、正しく反映さないことを誠に遺憾に思います。

当社としては、本株主に対して、適法な手続きを履践するように強く求めます。

以　上